| | |
|---|---|
| 埼玉県のうち<br>さいたま市のうち<br>西区 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| 埼玉県のうち<br>さいたま市のうち<br>北区 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 |
| 埼玉県のうち<br>所沢市 | 同時に給油することができる自動車の数が十二以上 |
| 埼玉県のうち<br>飯能市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| 埼玉県のうち<br>春日部市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | を、 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が五十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | の | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

次に

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | を、 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | の | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

| | |
|---|---|
| 埼玉県のうち<br>狭山市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| 埼玉県のうち<br>鴻巣市 | 同時に給油することができる自動車の数が十二以上 |
| 埼玉県のうち<br>深谷市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 |
| 埼玉県のうち<br>朝霞市 | 同時に給油することができる自動車の数が十二以上 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | を、 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | の | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十二キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |